

件名	愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例		
主管課	高校教育課		
根拠法令等			
【改正の概要】			
1 改正理由			
県立学校を再編するため、愛媛県県立学校設置条例の一部を改正しようとするものである。			
2 改正内容			
(1) 新校設置（第1条、第2条関係）			
	開校日	学校名	
	令和8年4月1日	小松高等学校（新）、東予総合高等学校、しまなみ高等学校、八幡浜高等学校（新）、北条清新高等学校	
	令和9年4月1日	宇和島南高等学校	
(2) 旧校廃止（第3条、第4条関係）			
	閉校日	学校名	
	令和10年3月31日	小松高等学校（旧）、東予高等学校、丹原高等学校、北条高等学校、大洲農業高等学校、八幡浜高等学校（旧）、八幡浜工業高等学校、川之石高等学校	
	令和11年3月31日	宇和島水産高等学校、宇和島南中等教育学校	
施行日	(1) 新校設置に係る規定 第1条 令和8年4月1日 第2条 令和9年4月1日 (2) 旧校廃止に係る規定 第3条 令和10年4月1日 第4条 令和11年4月1日		
【その他参考事項】			

